

平成30年6月17日

株式会社朽木ゴルフ倶楽部 債権者説明会

代表取締役	前田義礼
上記代理人弁護士	溝渕雅男
同	木澤圭一朗
同	宇根駿人
同	中廣利貴

進行次第

- 1 はじめに
- 2 ゴルフ場の現状報告及び貸付金の回収可能性に関する補足
- 3 スポンサーへの事業承継について
- 4 事業承継後の会員様の処遇について
- 5 一般債権に対する弁済の可能性について
- 6 今後の予定について
- 7 質疑応答・意見聴取

以上

債権者説明会 レジюме

1 はじめに

- (1) 開会の挨拶
- (2) 代表取締役前田義礼からの挨拶

2 ゴルフ場の現状報告及び貸付金の回収可能性に関する補足

- (1) 業務の実施状況
 - ・ スポンサーである有限会社シーサイドハウジングにゴルフ場の運営を委託しており、実質的に同社の下で事業運営を行っている。
 - ・ 従前どおり営業をしており、コンペ等も実施している。
- (2) 貸付金の回収可能性に関する補足

(株)ジャパンウェスト及び弘洋産業(株)に対する債権の回収可能性について、以下の事情により回収困難と考えられる。

 - ・ (株)ジャパンウェストは平成18年4月で事業停止。平成17年度決算の時点で、不動産建物などの固定資産を全て売却し、換価可能性のある資産も残っておらず、休眠状態。
 - ・ 弘洋産業(株)は、運営していた南郷ゴルフ（ゴルフ練習場）を平成23年11月に売却し、換価可能性ある資産は残っておらず、休眠状態。

3 スポンサーへの事業承継について

(1) 事業承継の概要

再生債務者は、スポンサーである有限会社シーサイドハウジング、又は、同社の関連会社（有限会社シーサイドハウジングの代表者が支配する会社を含む）に対し、再生債務者の有するゴルフ場事業に関する資産等を対価 [REDACTED] で譲渡する。

なお、このうち [REDACTED] 円は、裁判所に対する予納金及び手続に関する費用等として、民事再生申立時に支払済み。

※譲渡対価については営業秘密に該当するためマスキングさせて頂いております。

(2) 譲渡対価の支払に向けた保全措置

- ・有限会社シーサイドハウジングの直近期の決算書を受領し、監督委員に報告済み。
- ・オーシャンリンクス宮古島を経営する株式会社吉野（代表取締役：島尻千洋）が、事業譲渡契約におけるスポンサーの債務を連帯保証する予定。なお、株式会社吉野の直近期の決算書も受領済みであり、監督委員に報告済み。

4 事業承継後の会員様の処遇について

(1) 会員様の処遇の概要

① 会員様の再生債務者に対する預託金返還請求権、プレー権及び平成30年度までの年会費支払債務は、スポンサーに承継されない。

② もっとも、会員様のプレー権を実質的に保護するため、平成30年11月末日までにスポンサーに対して新たに入会申込をした会員様については、原則として、預託金・入会金・登録料を支払うことなく、スポンサーとの間で、新たに会員としての地位を得る。

※ スポンサーへの入会申込に関する手続等については、平成30年8月上旬ないし中旬頃に、スポンサーからハガキ等で案内がなされる予定。

③ ②に基づきスポンサーとの間で新たに会員としての地位を得た場合、当該会員は、スポンサーに対してプレー権を有し、平成31年度以降の年会費支払義務を負う。上述のとおり、預託金返還請求権はスポンサーに承継されない。

(2) 退会会員様・休会会員様の取扱いについて

① 退会済みの会員様、又は、休会中の会員様についても、上記(1)と同様に取扱う。

② 但し、スポンサーとの間で新たに会員としての地位を得た後も休会を希望する場合、海外出張等のため又は健康上の理由により6ヶ月以上ゴルフ場の利用ができないことを示す書類等を提出して頂くことが必要となる。

(3) 平成30年度のプレー権について

① 平成30年度の年会費を支払済みの会員様については、スポンサーにおいても、平成30年度中、メンバーフィーでプレーして頂くという取扱いをする。

② 平成30年度の年会費を支払っていない会員様については、再生債務者に対して平成30年度の年会費を支払った場合には、スポンサーにおいても、平成30年度中、メンバーフィーでプレーして頂くという取扱いをする。

(4) 2親等以内の親族名義での入会申込を希望される方について

会員様ご自身ではなく、会員様の親族（但し、2親等以内に限る）名義にて、スポンサーとの間で新たに会員の地位の取得を希望する場合、名義変更料を支払うことなく、当該親族の方を、スポンサーにおいて会員として取扱う。

5 一般債権に対する弁済の可能性について

現状の譲渡対価及び滞納公租公課の額を前提とすると、預託金返還請求権を含む一般債権に対して弁済を行うことは困難であると予想される。

但し、新たなスポンサーの出現等の事情により、一般債権に対する弁済をなし得る可能性もゼロではない。

6 今後の予定について

(1) 平成30年6月中旬又は下旬

- ・「事業譲渡に関する意向聴取のご連絡」発送

(2) 同年7月上旬又は中旬

- ・債権者からの事業譲渡に関する意見書の提出期限

※ 事業譲渡について意見がある債権者のみ、書面をもって意見を述べて頂く

※ 意見書の提出期限は、「事業譲渡に関する意向聴取のご連絡」において明記する

(3) 同年7月中旬又は下旬

- ・事業譲渡契約につき監督委員の同意を得た上、譲渡対価の受領・資産の引渡の実行
- ・一般債権に対する弁済可否の見通しの確定

(4) 同年8月上旬又は中旬

- ・スポンサーから、入会申込に関する手続等に関するご連絡

7 質疑応答

以上